

物価高騰に負けない！ 事業の継続・経営基盤の強化を応援します。

内子町物価高騰対策”がんばる事業者応援事業補助金”のご案内

(趣旨) 物価高騰の影響を受けている町内事業者の皆さまを支援するため、生産性向上、デジタル化推進、人材確保・育成、労働環境改善及び利用環境改善に資する取組に対し、町が支援します。

1. 補助率と上限額・下限額

- 補助上限額: 20万円
- 補助下限額: 10万円(※1)
- 補助率: 2分の1

※1.算出された補助金額が10万円未満の場合、補助の対象外となります。
✓ 1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

2. 申請受付期間

➢ 令和8年4月1日(水)から11月30日(月)まで

- ✓ 申請期間開始前又は終了後に提出された申請は、受付できません。
- ✓ 申請額の合計が予算額に達する見込みとなった場合、申請受付を終了します。

3. 補助金の対象となる方

次の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- 町内店舗等(※1)を有し、事業実態がある法人又は個人事業主(※2)
- 法人の場合、町内に本社又は主たる事業所があること
- 市町村税に滞納がないこと
- 必要な許認可等を有していること

※1.町内で事業を行っている事業所、店舗、事務所、工場又はこれらに類するものをいいます。

※2.中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(同条第5項に規定する小規模企業者を含む。)であって、資本金の額又は常時使用する従業員数のいずれかの基準を満たす者をいいます。

✓ 農業、林業、漁業、公共法人、宗教団体、暴力団関係者などは補助金の対象外です。その他、補助金の対象とならない事業者の詳細は、申請要領をご確認ください。

4. 補助金の対象となる事業

町内店舗等で実施する、次のいずれか(複数選択可)の事業が対象です。

事業区分	事業概要
1. 生産性向上事業	新たな設備又は機器等の導入に係る事業
2. デジタル化推進事業	経営改善又は業務効率化等に係る事業
3. 人材確保・育成事業	従業員等のスキル向上又は人材確保・育成に関する研修・講習、採用活動等に係る事業
4. 労働環境改善事業	労働安全衛生設備又は休憩・福利厚生施設の整備に係る事業
5. 利用環境改善事業	利用者の利便性及び快適性の向上等、利用環境の改善を目的とした町内店舗等の整備に係る事業

5. 補助金の対象となる経費

物価高騰の影響を軽減するため、「4. 補助金の対象となる事業」の実施に直接必要な経費が対象です。

事業区分	具体的な活用例
1. 生産性向上事業	省エネ型業務用冷蔵庫・エアコン、製造・加工機械、調理機器の導入費など
2. デジタル化推進事業	POSレジ、キャッシュレス端末、会計・在庫管理ソフト、セキュリティ対策費など
3. 人材確保・育成事業	従業員研修の受講料、外部講師謝金、求人広告掲載費、採用パンフレット作成費など
4. 労働環境改善事業	安全柵、照明のLED化、従業員用休憩室・更衣室の整備、換気設備の更新など
5. 利用環境改善事業	断熱改修工事、空調効率を高める間取り変更、外壁・屋根の遮熱塗装、節水型配管工事など

✓ 消費税及び地方消費税、消耗的な経費、通常の経常経費、汎用性の高い設備・備品、町外店舗等に要する経費などは、補助金の対象外となります。その他、補助対象外となる経費がありますので、詳細は、申請要領をご確認ください。

6. 申請から受領までの流れ

<申請の流れ>	<提出書類など>
1. 交付申請	申請書・事業計画書・見積書等を提出
2. 審査・交付決定	町から「交付決定通知書」が届きます
3. 事業実施	設備購入・工事等を実施 ※事業実施期限: 令和8年12月28日まで
4. 実績報告	実績報告書・実施報告書・領収書等を提出
5. 補助金額の確定	町から「補助金確定通知書」が届きます
6. 補助金請求	請求書を提出
7. 補助金支払い	町から指定口座に補助金が振り込まれます
8. 経営状況の経過報告	翌年度(令和9年度)に報告が必要です

※事業(購入や発注など)は、必ず「交付決定」を受けてから実施してください。
交付決定前に支払った経費は、補助対象外となります。

✓ 提出書類の詳細は、申請要領や申請書類チェックリストをご確認ください。

7. 事業の実施期間

➢ 交付決定のあった日から令和8年12月28日(月)まで

- ✓ 初回の交付決定日は、令和8年5月1日(金)とする予定です。
- ✓ 令和8年12月28日までに実績報告書を提出する必要があります。

申請窓口・お問い合わせ先

▼申請書類を申請窓口を持参又は郵送してください。

【申請窓口(持参される場合)・お問い合わせ先】

- ・提出先: 内子町役場 町並・地域振興課 商工観光班
- ・受付時間: 8時30分～17時15分(土日祝除く)
- ・連絡先: 0893-44-2118

【郵送される場合】

〒791-3392 喜多郡内子町内子1515番地
内子町役場 町並・地域振興課 商工観光班
(物価高騰対策補助金申請受付係) 宛

(町ホームページ)

